

## 「地域福祉活動助成」交付要綱

### 1 趣旨

この要綱は、安心して暮らせる思いやりのあるまちづくりを推進するため、地域住民や、関係団体等が主体的に行う地域福祉活動へ助成することを目的に設置する。

### 2 対象団体

(1)那須烏山市内において、地域福祉活動を主体的に実施する住民組織、当事者団体、ボランティア団体、民間福祉施設等。

### 3 対象となる活動

- (1)交流・見守り活動
- (2)健康や生きがいづくり活動
- (3)子育て支援活動
- (4)地域福祉に関する普及啓発活動
- (5)その他、地域福祉活動として必要と認められる活動

### 4 助成内容

事業費の助成 予算の範囲で、団体における福祉活動の事業計画に応じて助成する。

### 5 助成事業実施期間

助成期間は単年度。ただし、継続して助成することにより事業の効果が高まると認められる場合は、3年を限度として助成することができる。(令和元年度申請団体より)

### 6 除外される団体

- (1)すでに公的機関等から、同様(同事業)の助成金を得ている団体
- (2)事業費に相当する財源がすでに確保されている団体
- (3)政治または宗教を目的とした活動を行う団体等

### 7 助成金の交付申請

助成金の交付をうけようとする団体は、別紙様式により申請を那須烏山市社会福祉協議会長に提出する。

但し、申請する地域福祉活動の事業計画、用途を明確にすること。

### 8 助成金の交付

助成金交付の申請を受けた後、内容を審査し、適当と認めた場合は当該団体に助成金を交付する。

### 9 活動実績報告書の提出

団体は、活動終了、または事業終了時に那須烏山市社会福祉協議会に活動実績及び決算を報告する。(事業に対する用途・収支を明確に記載・表示すること)

### 10 その他

団体においては、活動の際、共同募金還元事業であることをPRすることに努めるものとする。